

所得税・消費税の申告は正しく、お早めに！

# 確定申告

申告期限	所得税	令和7年3月17日(月)まで
	消費税	令和7年3月31日(月)まで

## 商工会職員による申告相談

商工会では事前相談を受付けています。申告相談は予約制です。相談を希望される方は前日までに商工会へご連絡下さい。

### 当日ご持参いただくもの

- ① 所得税・消費税金額の計算に必要な決算書など  
(確定申告作成コーナーのデータ可能)
- ② 主たる取引先の取引情報  
販売先・仕入先の取引事業者ごとにインボイス番号と令和6年販売額・仕入額を集計してください。(取引額上位3社程度)  
※一般消費者向けに販売されている場合の販売先情報、仕入を伴わないサービス業等の場合の仕入先情報は不要です。
- ③ 前年度の申告関係書類(控) ※消費税申告のある方は前々年分も必要
- ④ 国民年金、生命・損害保険料控除証明書等、所得控除に必要な書類
- ⑤ 税務署から届く確定申告のお知らせハガキ
- ⑥ 印鑑
- ⑦ マイナンバーカード  
マイナンバーカードをお持ちでない方はマイナンバー通知カードと本人確認書類  
※本人確認書類(運転免許証、パスポート、保険証、特別永住者証明書、障がい者手帳)

申告相談は3月10日(月)までと致します。お早めをお願いします。



## 新温泉町商工会

浜坂本所 ☎82-1152



裏面もご確認ください